

令和7年度 介護サービス事業者説明会（集団指導）
「訪問リハビリ」

介護報酬の算定上の留意点

高崎市 福祉部介護保険課

I 基本報酬

(1) 訪問リハビリ費（1回）308単位

2 減算

(1) 高齢者虐待防止措置未実施減算

利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2に規定する措置を講じていない場合。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を設備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合。

2 減算

(2) 業務継続計画未策定減算

当該事業所の利用者全員について、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算。

指定居宅サービス基準第30条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで。

2 減算

(4) 同一敷地内建物等

事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20人以上にサービスを行う場合	90/100
事業所と同一建物の利用者 50人以上にサービスを行う場合	85/100

※利用者数は、1月間の利用者数の平均（小数点以下切捨て）

2 減算

(5) 事業所の医師計画を作成しない場合

1回につき▲50単位

退院後1月以内で合って、入院していた医療機関の医師からの情報提供があった利用者の場合は算定しない。

3 加算

(1) リハビリテーションマネジメント加算

区分	単位数
イ	180単位
□	213単位
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し利用者の同意を得た場合は、+270単位

3 加算

(2) 認知症短期集中リハビリテーション加算

1日につき240単位

- ① 退院（所）日または訪問開始日から3月以内の期間に、1週間に2日を限度

3 加算

(3) 口腔連携強化加算

1回につき + 50単位

- ① 1月に1回を限度

3 加算

(3) 口腔連携強化加算

1回につき + 50単位

- ① 1月に1回を限度

3 加算

(4) 退院時共同指導加算

600単位

- ① 1月に1回を限度

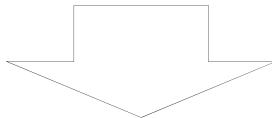
3 加算

(5) 移行支援加算

1日につき17単位

4 その他

訪問リハビリ時にコインパーキング等を利用



駐車料金を利用者に請求することはできない
(交通費は介護報酬に含まれるため)

警察署で駐車許可証を発行することも可能
※事務連絡 平成31年2月14日（国→都道府県保険担当課宛）

4 その他

医療リハビリとの関係について

【原則】 医療のリハビリと介護のリハビリの併用はできません。

【例外】 急性増悪等により、一時的に頻回のリハビリを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は算定可能